

令和2年第10回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

## 令和2年第10回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和2年10月22日(木) 午後3時  
おいらせ町役場 分庁舎402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名  
署名委員  
署名委員
- 3 会期の決定 令和2年10月22日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告  
①学務課  
②社会教育・体育課
- 6 付議案件  
議案第1号 病気休暇等に伴う代替の非常勤職員の任命について  
議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策のための非常勤職員の任命について  
議案第3号 おいらせ町就学援助費支給要綱の制定について
- 7 協議事項  
協議第1号 総合教育会議での提案事項について
- 8 報告案件
- 9 その他 ① 令和3年度新入学児童数について

教育委員会定例会 10月教育長報告 (令和2年10月22日)

[報告事項]

日	曜日	行 事 名
1	木	辞令交付式 庁議 下田中運動会 教委コロナ打合せ
2	金	校長会要望書提出来訪 木ノ下小運動会 県教組上北支部来訪
3	土	
4	日	町卓球大会
5	月	教委打合せ 学務課打合せ
6	火	
7	水	下田小運動会 給食試食会 甲洋小校長来訪
8	木	教委コロナ打合せ 百石高校魅力アップ推進協議会
9	金	上十三地域女性育成研修会 百石中運動会
10	土	将棋教室 スポレク祭 (ファインボール)
11	日	
12	月	教委打合せ 臨時議会 採用試験打合せ
13	火	
14	水	甲洋小運動会 給食試食会
15	木	教委コロナ打合せ 成人式打合せ 教頭会
16	金	政策会議 百石小運動会
17	土	下田中70周年記念式典 町立中学校文化祭 おいらせのせんべい展
18	日	
19	月	百石高校魅力アップ推進協議会
20	火	
21	水	
22	木	百石高校魅力アップ推進協議会 教育委員会定例会
23	金	就学時健診 (木ノ下小学区①)
24	土	
25	日	
26	月	教委打合せ 百石高校魅力アップ推進協議会 教育支援委員会
27	火	防災訓練説明 TRC来訪
28	水	校長会 就学時健診 (木ノ下小学区②)
29	木	教委コロナ打合せ
30	金	
31	土	職員採用面接 (高卒・短大卒)

[その他の報告]

- ・
- ・

※上記に記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

## 10月・11月行事予定及び報告事項

### < 10 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
15日	木	教頭会	分庁舎
19日	月	就学時健診（百石・甲洋小学区）	町民交流センター
22日	木	教育委員会定例会	分庁舎
23日	金	就学時健診（木ノ下小学区・第1回）	町民交流センター
26日	月	教育支援委員会	分庁舎
28日	水	校長会	みなくる館
28日	水	就学時健診（木ノ下小学区・第2回）	町民交流センター

### < 11 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
17日	火	就学時健診（下田・木内々小学区）	町民交流センター
19日	木	社会科副読本編集委員会	分庁舎
26日	木	教育委員会定例会	分庁舎
26日	木	教頭会	分庁舎

## 10月・11月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

10 月	行 事 名	場 所
9日（金）	上十三地域女性育成研修会	みなくる館
21日（水）	学びカレッジ専門講座「洋菓子作り講座」	いきいき館

11 月	行 事 名	場 所
7日（土）	子ども将棋教室(11/14、11/21、11/28)	大山将棋記念館

### その他の事項(事務連絡等)

10/24～25 生涯学習フェスティバル(みんなのフェスタ) 中止
11月上旬 北公民館文化祭 中止
11/8(日) 子ども会まつり 中止

## 10月・11月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

10 月	行 事 名	場 所

11 月	行 事 名	場 所

### その他の事項(事務連絡等)

10/11 町民駅伝大会 中止

10/11 上十三地区地域スポーツフェスティバル 中止

11/12～13 全国スポーツ推進委員研究協議会(栃木県宇都宮市) 中止

※おいらせ町スポーツ推進協議会が表彰される予定であった。

議案第 1 号

病気休暇等に伴う代替の非常勤職員の任命について

病気休暇等の期間における授業等の欠員補充として県から派遣される職員について、おいらせ町教育委員会として次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏名
おいらせ町立木ノ下中学校 非常勤職員に採用する	令和2年10月1日	令和2年10月1日から 令和2年11月30日まで	細越 満寿美

令和2年10月22日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一

提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会が派遣した非常勤職員を町教育委員会が非常勤職員として任命することになっていることから提案するものである。

## 議案第 2 号

### 新型コロナウイルス感染症対策のための非常勤職員の任命について

新型コロナウイルス感染症対策として消毒作業等を行うために県から派遣される職員について、おいらせ町教育委員会として次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏名
おいらせ町立下田小学校 非常勤職員に採用する	令和2年10月6日	令和2年10月6日から 令和3年3月31日まで	堀内 広

令和2年10月22日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一

#### 提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会が派遣した非常勤職員を町教育委員会が非常勤職員として任命することになっていることから提案するものである。



議案第 3 号

おいらせ町就学援助費支給要綱の制定について

おいらせ町就学援助費支給要綱を別紙のとおり定める。

令和2年10月22日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一

提案理由

現行のおいらせ町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領を是正し、おいらせ町就学援助費支給要綱として制定するため提案するものである。

## おいらせ町就学援助費支給要綱

おいらせ町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関し、要保護児童生徒就学援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）就学援助費 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。
- （2）児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- （3）保護者 法第16条に規定する保護者及び児童生徒を現に監護する者であつて特別の事情があると認められるものをいう。
- （4）要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- （5）準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者であつて、かつ、当該年度において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 保護者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による全部支給を受けている者
  - イ 世帯構成員全員の総収入額が別表1に定める限度額以内の者

（支給対象者）

第3条 就学援助費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要保護者又は準要保護者とする。

- （1）おいらせ町立の小学校又は中学校（以下「町立小中学校という。」）に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの
- （2）町立小中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの
- （3）町立小中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町以外に住所を有するもの

（就学援助費の支給費目等）

第4条 就学援助費の支給費目等については別表2のとおりとする。ただし、年度途中で転入学及び転退学した児童生徒の保護者に対する学用品購入費及び通学用品費は、支給額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とするものとする。

2 別表2に定める新入学児童生徒学用品費等は、認定月が4月となった新入学の児

児童生徒の保護者を対象に支給するものとする。

- 3 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、第1項の規定にかかわらず援助費目から除くものとする。

(申請)

第5条 第3条に規定する児童生徒の保護者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、毎年度、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する期日までに就学援助費申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由しておいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中の申請は、翌年2月末日までとする。

(認定等)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査して要保護者又は準要保護者の認定の可否を決定し、その結果を当該申請者及び学校長に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の決定を行うにあたり、申請者から必要に応じて課税（非課税）証明書、児童扶養手当証書等、必要な書類を提出させるものとする。

(認定日)

第7条 要保護者及び準要保護者の認定日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第5条本文中の規定による申請 4月1日
- (2) 第5条ただし書の規定による年度途中の申請 当該申請日の属する月の翌月の初日
- (3) 要保護者から準要保護者への変更申請 生活保護廃止の日の属する月の翌月の初日

(支給対象期間)

第8条 就学援助費の支給対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 支給対象期間の中途において要保護者又は準要保護者の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対しては、当該認定日の属する月から就学援助費の支給を行うものとする。

(変更届)

第9条 認定者は、第5条の規定により提出した就学援助費申請書の内容に変更が生じたときは、就学援助費申請事項変更届（様式第2号）に必要な書類を添えて学校長を経由し教育長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、要保護者又は準要保護者の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 就学援助費の受給を辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により要保護者又は準要保護者の認定を受けたとき。

- 2 教育長は、前項の規定により要保護者又は準要保護者の認定を取り消したときは、

その旨を認定児童生徒保護者及び学校長に通知するものとする。

- 3 支給対象期間の中途において要保護者又は準要保護者の認定の取消しを受けた者に対しては、当該認定が取り消された日の属する月の翌月から就学援助費の支給を行わないものとする。

(支給方法)

第11条 就学援助費の支給は、認定者の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、認定者が児童又は生徒の在籍する学校長へ受領等を委任したときは、学校長口座へ振り込むものとする。

(返納)

第12条 教育長は、第10条の規定により要保護者又は準要保護者の認定を取り消した場合において、当該取消しの日以降に支給した就学援助費があるときは、当該就学援助費の全部又は一部を返納させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおいらせ町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領の規定によりなされた行為は、この告示の相当規定によりなされた行為とみなす。

別表1 (第2条関係)

総収入限度額

扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額
1	3,650,000円	5	5,550,000円
2	4,125,000円	6	6,025,000円
3	4,600,000円	7	6,500,000円
4	5,075,000円	8	6,975,000円

※1 扶養親族等の数が1人増につき、総収入限度額に475,000円ずつ加算する。

※2 収入額が給与収入額及び年金収入額以外の農業所得等の場合は、所得額より給与収入額に換算して計算を行う。

※3 所得額が380,000円以下の親族を扶養親族等の数とする。なお、申請世帯全員が380,000円以下の場合は、申請者のみ扶養親族等の数に含めないものとする。

別表 2 (第 4 条関係)  
就学援助費の支給費目等

費目	支給対象者		支給金額	
	要保護	準要保護	小学校	中学校
学用品購入費	×	○	11,100円	21,700円
通学用品費 (第 1 学年を除く。)	×	○	2,170円	2,170円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	×	○	1,510円	2,180円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	×	○	3,470円	5,840円
新入学児童生徒学用品費等 (第 1 学年のみ)	×	○	19,900円	22,900円
学校給食費	×	○	対象学校給食費の 1/2	
修学旅行費	○	○	実費	

※ 1 第 1 学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、通学用品費を月割りで支給するものとする。

※ 2 支給金額に 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

※ 3 他市町村から区域外就学により町立小中学校に就学する児童生徒で、就学援助費の他市町村認定を受けている場合は、学校給食費のみ援助対象となり、対象学校給食費の 1/2 の額を援助する。

# 就学援助費申請書

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 殿

〒

住 所

申請 (保護) 者

氏 名

※スタンプ印不可

㊞

電話番号

下記のとおり、就学援助費を申請します。

この申請が認定された場合、学校が直接必要とする経費については、就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を校長に委任します。

なお、おいらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

1. 世帯構成員及び年間収入額

【記入日現在】

世帯員氏名	続柄	生年月日	勤務先名・学校名(学年)	給与収入額(円)	年金収入額(円)	備考
	申請者					
計						
合 計						

※記入上の注意

- ・太線の中のみ記入してください。
- ・続柄の欄は申請者から見た続柄を記入してください。
- ・世帯員欄は、世帯分離している場合でも同一家庭に居住している者について、全て記入してください。  
また、父親・母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含まれますので記入が必要です。

2. 住居形態について (いずれかに○を記入)

持家 ・ 親族等の持家に同居 ・ 公的住宅 ・ 民間の貸家及びアパート ・ その他 ( )

3. 申請事由 (就学援助を必要とする理由を詳細に記入してください)

	児童扶養手当受給
	有 ( 全部 ・ 一部 )
	無

※児童扶養手当受給有の方は児童扶養手当証書の写しを添付してください。

# 就学援助費申請事項変更届

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 殿

〒

住 所

申請（保護）者

氏 名

※スタンプ印不可

㊞

電話番号

下記のとおり、変更がありましたので、おいらせ町就学援助費支給要綱第9条の規定により、届出いたします。  
 この申請が認定された場合、学校が直接必要とする経費については、就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を校長に委任します。  
 なお、おいらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

1. 世帯構成員及び年間収入額

【記入日現在】

世帯員氏名	続柄	生年月日	勤務先名・学校名(学年)	給与収入額(円)	年金収入額(円)	備考
	申請者					
計						
合 計						

※記入上の注意

- ・太線の中のみ記入してください。
- ・続柄の欄は申請者から見た続柄を記入してください。
- ・世帯員欄は、世帯分離している場合でも同一家屋に居住している者について、全て記入してください。  
 また、父親・母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含まれますので記入が必要です。

2. 住居形態について（いずれかに○を記入）

持家 ・ 親族等の持家に同居 ・ 公的住宅 ・ 民間の貸家及びアパート ・ その他（ ）

3. 変更内容（詳細に記入してください）

	児童扶養手当受給
	有（全部・一部）
	無

※児童扶養手当受給有の方は児童扶養手当証書の写しを添付してください。



## 協議第 1 号

### 総合教育会議での提案事項について

例年、実施している総合教育会議において、教育委員会から提出する「協議すべき具体的事項」について協議する。

#### 【参考1】 過去3ヵ年の協議事項

##### ○令和元年度

1. 児童生徒の安全対策について
2. ICT教育の推進について

##### ○平成30年度

1. おいらせ町教育大綱（案）について
2. おいらせ町学校教育の現状について

##### ○平成29年度

1. 今後の英語教育について
2. 特別支援教育支援員について

#### 【参考2】 おいらせ町総合教育会議設置要綱（抜粋）

##### （所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) おいらせ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) おいらせ町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

##### （組織）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

##### （招集）

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総務課長が進行する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

□その他

①令和3年度新入学児童数について

\*新入学児童就学時健診対象者数

[令和2年10月19日現在/人]

No.	学 校	児童数		合 計	対前年
		男	女		
1	下田小学校	11	9	20	6
2	木内々小学校	23	13	36	4
3	木ノ下小学校	63	43	106	7
4	百石小学校	22	30	52	5
5	甲洋小学校	8	8	16	△3
	合 計	127	103	230	19

※令和2年度中学校卒業予定者数 228人 [令和2年10月1日現在]